

令和3年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 令和3年3月17日(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第26号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第30号 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第34号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

議案第35号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第38号 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

○出席委員・議員

委員長	平間	正治	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	永田	公由	君	委員	山口	恵子	君
委員	横沢	英一	君	委員	小澤	彰一	君
議長	丸山	寿子	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議会事務局局長	小松	秀典	君	議会事務局次長	赤津	廣子	君
---------	----	----	---	---------	----	----	---

午前9時55分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席であります。本日の日程につきまして、副委員長から申し上げます。

○副委員長 本日の委員会の日程ですが、昨日に引き続きまして本委員会に付託されました議案について審査を

行います。委員会終了後につきましては協議会を開催し、協議会終了後にコロナワクチン接種会場及びコールセンターの視察をお願いしたいと思います。以上です。

○**地方創生推進課長** 始まる前に大変恐縮でございますが、昨日、永田委員から依頼がございました地域おこし協力隊についての資料を提出したいと思います。よろしいでしょうか。

○**委員長** これを許します。

○**地方創生推進課長** 表の見方の説明だけさせていただきます。一番左端が事務事業名になります。予算書でいいますところの96、97ページに3つの事業がございます。シビックイノベーション推進事業に3名、関係人口創出事業に予算で2名、現在1名ですので、5番の新規はこれから採用予定となっております。シティプロモーション移住支援事業に予算上で3名、現在2名、8番の新規についてはこれから採用予定となっております。採用開始期間、それから業務終了期間を明記していきまして、主要業務、それから活動補助金の、これは令和2年度の実績になります。住居借り上げを全隊員やっておりますので、そのような経費等にっております。一番右端が居住地区になります。以上です。

○**委員長** 質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、議案審査に入ります。

議案第26号 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○**委員長** 議案第26号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について、説明を求めます。

○**市民課長** では、私から議案第26号令和3年度国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。予算書352ページをお願いします。令和3年度予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ66億2,070万6,000円といたしまして、前年度比マイナスの1.1%、7,360万1,000円の減としています。予算総額が前年度比減額となる主な要因といたしましては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少などとなります。

それでは、歳出から説明させていただきますので、予算書の368、369ページをお願いします。1款1項1目一般管理費からです。説明欄の白丸、国保事務諸経費の主なものといたしましては、中ほどより下になりますが、下から10個目の黒ポツ、電算化共同処理事業委託料とその下から順に、レセプト点検業務委託料、国保情報集約システム運用委託料、1つ飛ばしまして、被保険者証等作成委託料は、いずれも長野県国保連合会への業務委託料となります。

下から2つ目の黒ポツ、オンライン資格確認等システム運営負担金につきましては、今月下旬から本格稼働となりますマイナンバーカードによる健康保険の資格確認に関わり、システム運用の中核を担います国民健康保険中央会への負担金となります。

次の2目連合会負担金は長野県国保連合会への負担金251万円となります。

その下にいきまして、2項1目の賦課徴収費、説明欄の白丸、賦課徴収事務諸経費の主なものにつきまして説明いたします。おめくりいただきまして、370、371ページを御覧ください。徴収費の下から4つ目の黒ポツ、税情報等システム改修委託料279万3,000円は税制改正に関わるシステム改修費となります。

その2つ下の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金につきましては、事務処理システムの利用負担金等となります。

その下、地方税滞納整理機構負担金につきましては、国保税の徴収を長野県地方税滞納整理機構へ委託するに当たっての負担金で、この負担額の2分の1が県からの補助として交付されることとなります。

次に372、373ページをお願いします。2款保険給付費です。合計額につきましては、356ページに総計が記載してございます。2行目になりますが、47億931万2,000円になります。被保険者数の減少等見込みまして、前年度比マイナス1.6%の7,691万円の減を見込んでおります。

372ページにお戻りください。保険給付費の内訳になります。1項療養諸費は一般被保険者、退職被保険者分を1目、2目で入院外来診療等の療養給付費、3目、4目につきましては、柔道整復師、はり、きゅう等の療養費に区分いたしまして、さらにレセプト審査件数に応じて国保連合会へ支払います審査支払手数料と合わせて、5つの目に区分しています。

次に、2項の高額療養費です。これは、医療費の自己負担額が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支給するものとなりまして、1目と次の374、375ページにわたる2項の高額療養費のほか、3目、4目医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額の合算額が限度額を超えた場合に支給いたします高額医療・高額介護合算療養費となっております。

4項1目に移りまして、出産育児一時金は出産1件当たり42万円の単価といたしまして、前年度当初予算より15件少ない50件といたしまして2,100万円を見込んでおります。

次の376、377ページをお願いします。5項1目の葬祭費につきましては、1件当たり5万円の単価といたしまして、115件として前年同額575万円を見込んでおります。なお、2款保険給付費につきましては、4項出産育児諸費と5項葬祭諸費を除き、県から保険給付費等交付金として交付されるものとなります。

次に進みまして、378、379ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金につきましては、医療費給付費等の財源として本市が負担する県への納付金となりまして、県からの指示額となります。総額につきましては356ページに同じく記載をさせていただいておりますが、3行目、総額で17億6,016万1,000円といたしまして、前年度比マイナス0.4%、619万8,000円の減となっております。

次に進みまして、380、381ページの4款保健事業費となります。最初に健康づくり課長から説明させていただきます。

○健康づくり課長 それでは、4款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費をお願いいたします。説明欄の最初の白丸、特定健康診査等事業諸経費7,078万1,000円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、生活習慣病の早期発見と予防を目的として、医療保険者に義務づけられているものでございまして、特定健康診査と特定保健指導に係る経費になります。主なものとしましては、下から6つ目の黒ポツになりますが、特定健康診査委託料5,933万7,000円につきましては、保険者に義務づけられております特定健診に加えまして、市独自に25歳以上40歳未満の国保加入者を対象に、特定健診に準じた健診を行うものでございまして、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託をしまして実施をするものでございます。なお、令和元年度の特定健診の法定受診率につきましては、速報値では45.4%ということで、前年度から0.3%上昇しておりますが、令和3年度におきましては、関係課によるワーキングチームを立ち上げまして受診率の向上を図る施策など検討することとしております。

その下の黒ポツ、特定健康診査等データ管理委託料129万6,000円につきましては、特定健康診査の結果デー

タの管理を国保連合会に委託するものでございます。

次に、2項保健事業費1目保健衛生普及費になります。説明欄の最初の白丸、健康増進事業諸経費442万9,000円のうち1つ目の黒ポツ、エイズ防止教室講師謝礼45万円につきましては、市教育委員会と連携をしまして、いのちの輝き教室として性感染症等の正しい知識の普及に取り組んでいるものでございまして、市内の小中学校15校での実施を予定しております。

一番下の黒ポツ、保健推進活動費補助金95万円につきましては、各地区のヘルスアップ委員会が行う健康教室などの地区活動に対し、均等割りとし、世帯割りによりまして、補助金を交付し、地区の活動を支援するものでございます。私からは以上です。

○市民課長 引き続きまして、380、381ページの下段になりますが、1目保健衛生普及費の説明欄の白丸、健康増進事業諸経費の5つ目の黒ポツ以下について説明いたします。郵便業、医療費通知委託料、ジェネリック医薬品利用差額通知委託料は医療の適正受診を促すため、及び確定申告の医療費控除に使用できる医療費通知を年3回、また後発医薬品の利用促進により医療費の削減を図るため、使用された医薬品と後発医薬品との差額をお知らせする通知の作成を年2回、それぞれ長野県国保連合会へ委託するものと、その郵便料となります。

次に382、383ページをお願いします。2目疾病予防費は人間ドック及び脳ドックの補助金を前年度同額で1,200万円を計上しています。

388、389ページをお願いします。7款1項の償還金及び還付加算金になります。1目と2目は国民健康保険税の過年度還付分となります。3目償還金のうち、説明欄2つ目の白丸、過年度国民健康保険事業費納付金(退職分)償還金につきましては、令和元年度退職分の保険給付費の確定に伴い、事業費納付金の追加納付を行うものとなります。歳出の説明は以上となります。

続いて、歳入を説明させていただきますので、予算書358、359ページをお願いします。1款は国民健康保険税となります。国民健康保険税の税率につきましては、平成30年度に制度改正に合わせまして、県から示される標準保険税率を基に改定をいたしました。その際、3年間の固定を基本としておりましたが、令和2年度をもちまして3年が経過することから、令和3年度の税率改定について検討してまいりました。その上で新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化、あと、財政調整基金の残高等を考慮いたしまして、令和3年度は税率を据え置きとして予算を編成しております。国民健康保険税の歳入額は1目一般被保険者分、2目退職金被保険者分の合計で、総額12億8,900万3,000円を計上しております。被保険者が75歳到達によりまして、後期高齢者医療制度へ移行することなど、被保険者数の減少から、総額といたしましては前年度比マイナス4.0%、5,360万円の減額を見込んでおります。

次に同じページの下段になりますが、3款1項1目保険給付費等交付金になります。1節普通交付金は歳出の保険給付費のうち、出産育児一時金、葬祭費を除く、保険給付費の相当額が県から交付されるものとなります。2節特別交付金につきましては、説明欄の1つ目の黒ポツ、保険者努力支援分につきましては、市町村の医療費適正化などの取組評価により、交付されるものとなります。

次、360、361ページにわたりますが、特定健康診査等負担金は、特定健診、保健指導の事業費の国と県、それぞれ3分の1の負担金を収入するものとなります。

5款1項1目一般会計繰入金です。1節の保険基盤安定繰入金から5節財政安定化支援事業繰入金までは、国

の定める基準に基づき一般会計から繰り入れるものとなります。6節その他一般会計繰入金の5,300万7,000円につきましては、特定健康審査等の保険事業費の繰入金となります。

次に2項基金繰入金です。税収等の不足財源を補うものとしたしまして、国保財政調整基金から繰り入れるもので、1億5,281万8,000円の計上としております。国保特別会計の説明は以上です。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○**永田公由委員** 360ページの基金繰入金の関係ですけれども、前年度より6,500万円ほど増えています。財政調整基金の残はどのくらいになりますか。

○**健康づくり課長** まず、令和2年度の残高の見込額からお話をさせていただきますが、令和2年度末見込みで4億2,900万円余を見込んでおります。このうち令和3年度、今申し上げました繰入を見込みまして、令和3年度末の見込みとしましては、2億7,700万円余の年度末残高を見込んでおります。以上です。

○**永田公由委員** コロナでもって保険料を上げないということですが、これで基金をこうやって使っていくと、どこかで上げないといけないと思うのですけれども、今の見通しとすれば、いつ頃、保険料の見直しはかけられますか。

○**健康づくり課長** 委員のおっしゃるとおり、このままですと基金は目減りをしていってしまうこともございますし、実際1人当たり医療費等も平成30年度の税率改定以降、増えてきている状況もございますので、令和4年度以降につきましては、税率改定、増税と言いますか、率を増やすことを踏まえて検討していきたいと思っております。以上です。

○**永田公由委員** エイズの関係でお聞きしますけれども、15校でやるということになると小学校も入るのですけれども、対象学年というのは決めてありますか。

○**健康づくり課長** 特に高学年とかいう限定をしているのではなくて、学校で決めていただいた全学年を対象に予定をしているものでございます。

○**永田公由委員** 学校に任せるといいますか。例えば1年生が聞いても何が何だか分からないので聞かせるほうが気の毒なような気がするのだけれども、その辺については健康づくり課からはこのような感じかどうかというのはないのですか。今までの例を挙げてくれますか。

○**健康づくり課長** 基本的には学校にお願いをして計画を立てていただくことになっておりまして、昨年度の例を見ますと、それぞれの学年に学校でかなりばらつきはございます。低いところでは2学年を対象に行っているところもございまして、高学年を対象に行っているところもございまして、基本的に講師の先生は助産師等をお願いしているところでして、その方が学年に応じた形で講師としてお話をさせていただくということになっておりますので、基本的には学校で計画をしていただくということになっております。

○**山口恵子委員** 医療費全般についてお聞きしたいのですけれども、今年度はコロナ禍で受診控えがかなり全国的にも問題になり、医療現場からは末期になってから、手遅れの状況で受診してくる患者が多いというようなことが聞かれていますけれども、塩尻市の状況はどうか、お聞きします。

○**健康づくり課長** 医療給付費等の現状につきまして、係長から現状をお話しさせていただきます。

○**担当係長** 令和2年度の状況でございますが、昨年3月の診療分以降の状況で、本年1月時点の累計のレセプトの件数の状況で申し上げますと、医科、歯科合わせまして、対前年度比89.6%という状況で、約10%ほど、

レセプトの件数でいきますと受診が減っているという状況になっております。あと入院、外来の件数につきましては、入院については8%ほどの減、外来につきましては約10%ほどの減というのが、現在1月末までの累計の前年度比の状況となっているところであります。以上です。

○山口恵子委員 コロナの感染状況によっては、病院では緊急な対応以外、いろいろ手術を延期したりとか、外来をストップしたりとかあったかもしれませんが、今おっしゃった現象が一人一人の病状の悪化につながって医療費が上がってしまったとか、そういったことはございますか。

○健康づくり課長 その内容まではしっかり分析はできておりませんが、そういった傾向があるというところは承知をしていないです。

○山口恵子委員 コロナ禍でありましても、手遅れにならないように、症状がある方は受診をしてほしいと、医療現場からもそういった声が聞かれていますので、今後そのような指導をお願いします。要望します。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤 彰一委員 地方税滞納整理機構というのは非常に効果的だという話は以前から伺っています。コロナ禍においてかなり経済的に逼迫している御家庭、世帯が多いと思いますが、これに該当する方の比率というのか、どの程度この地方税滞納整理機構が担っているのか、そしてその方法をどのようにするのか伺いたいと思います。

○市民課長 こちらにつきましては、50万円以上の大口滞納につきまして、機構へ委託するものとなっております。徴収実績によって、市税と国保税、案分をしているといった状況でございます。

○小澤 彰一委員 ほかの自治体などでは、保険証を短期で給付して、早く払ってもらえるように促すという話を聞いているのですけれども、そのバランスというのですか、50万円以下のものについてはそういうような方法を取られるのでしょうか。

○市民課長 短期被保険者証については、従来どおり私どものほうから発行をしておりますので、市として対応は継続していく所存です。以上です。

○永田公由委員 今の少し関連して。滞納整理については市民課が対応しているということですか。

○市民課長 徴収につきましては、税務課で対応しております。

○永田公由委員 そうすると、新年度からは債権管理課が担当するという理解でいいですか。

○市民課長 そういった御理解でよろしいと思います。

○永田公由委員 それともう1点いいですか。これは予算とは別なのだけれど、国ではマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとかってというような動きがあるのだけれど、どの辺まで進んでいますか。

○市民課長 私ども保険者として進める準備につきましては、マイナンバーが使える状況は今整っています。あとは、実際医療機関でマイナンバーカードを保険証として使うに当たっては、医療機関でカードリーダーが必要になります。こちらの普及を、国では今年度末、この3月から本格稼働しますので、6割の医療機関で導入を見込んでおりましたが、この2月末の段階で30%弱といった状況がございますので、そういった意味では少し準備が遅れているかなというところはあると思います。それともう1点、マイナンバーカードをお持ちの方であってもそれを被保険者証として使うに当たっては、初回登録が必要になっておりまして、やはりこちらも今の直近の情報ですと保有されている方のうちの8%程度がやっと初回登録をしたといったところがございまして、全般としましては少し遅れ気味と解釈しております。以上です。

○永田公由委員 その初回登録というのはどういう内容か説明してくれますか。

○市民課長 マイナンバーカードを使いまして、被保険者証で使えるようにするに当たっては、国が運営しておりますマイナポータルというサイトに、マイナンバーカードを使いましてログインをする必要がございます。これについては利用者証明書ということで、4桁の暗証番号を、皆さん御存知だと思いますので、マイナポータルにパソコンもしくはスマートフォンを使って4桁の暗証番号を入力して初回登録をするといったことがまず基本になります。この方法につきましては、実際カードリーダーがある医療機関でも、受付の際に初回登録ができますし、あとは今後コンビニエンスストアの端末機からも初回登録ができるというようなことで、だんだんに方法については拡充されていく予定です。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○議長 375 ページの一番下の出産育児一時金ですが、15 件少ない見積りであるということですがけれども、これを15 件少なくしたその内容というか、理由というか、お願いします。

○市民課長 給付実績に基づいておりますけれども、ここ数年被保険者数の減少に伴いまして、また年齢構成の変化に伴いまして、減少傾向が続いております。その実績を基に計上しております。以上です。

○議長 コロナ禍の影響かと思ったのですがけれど、そういう数字から割り出しているということではないですね。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 今のに関連して、令和2年度の塩尻市の出産数はどのくらいですか。

○健康づくり課長 令和2年度の出生数につきましては、今年度の1月までの数字になりますが、417 件になっております。それで傾向としますと、平成30 年が513 件、令和元年が497 件というようなことで減少傾向にはなっております。

○委員長 ほかにございますか。

○市民課長 先ほど私がお答えさせていただいた点で、1 点訂正させていただいてもよろしいでしょうか。地方税滞納整理機構の負担金の関係で、私、50 万円ということでお答えをしてしまったのですが、特に金額としてではなくて大口滞納者の30 件を移管するといった基準で、それを徴収実績によって市税と国保税と案分しているということですので、申し訳ございません。訂正させていただきます。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですかね。

それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26 号令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26 号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 30 号 令和 3 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 それでは、次に議案第 30 号令和 3 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 続きまして、私から議案第 30 号令和 3 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明いたします。予算書 470 ページをお願いします。予算総額は 8 億 4,880 万 7,000 円といたしまして、前年度比プラス 1.8%、1,539 万 1,000 円の増としています。

歳出から説明いたしますので、480、481 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費です。職員の人件費のほか、被保険者証更新時の郵送料などとなります。主なものといたしましては、説明欄 5 つ目の黒ポツ、特別旅費は長野県後期高齢者医療広域連合への派遣職員に係る旅費となります。

2 項 1 目徴収費は保険料の徴収に係る経費となります。主なものといたしましては、説明欄一番下の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金はシステム利用に係る負担金となります。

次に 482、483 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目広域連合納付金は徴収した保険料と一般会計から繰り入れます保険料軽減相当額を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものとなりまして、広域連合の試算に基づき、総額で 8 億 3,696 万 1,000 円、前年度比プラス 1.9%、1,549 万円の増としております。

次に歳入を説明いたしますので、476、477 ページをお願いします。1 款後期高齢者医療保険料は長野県後期高齢者医療広域連合の試算に基づきまして、1 目が年金天引きによる徴収方法になりますが、特別徴収保険料、2 目につきましては、納付書口座振替等によりまして、普通徴収保険料になります。合わせて総額 6 億 7,290 万円としまして、前年度比プラス 1.6%、1,050 万円の増としております。

次に 3 款 1 項一般会計繰入金になります。こちらは、低所得者等の保険料軽減相当額であります保険基盤安定繰入金と事務費に係る繰入金となりまして、総額は 1 億 5,324 万 5,000 円、前年度比プラス 4.0%、591 万 1,000 円の増としております。このうち保険基盤安定繰入金につきましては、歳出で説明いたしましたが、全額を広域連合へ納付するものとなります。後期高齢者医療事業特別会計の説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問ございますか。よろしいですね。

それでは質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 30 号令和 3 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり認めるということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 30 号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

入れ替えをお願いします。

議案第 34 号 令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 10 号）中 歳入全般、歳出 1 款議会費、2 款総務費（1

項総務管理費 14 目市民交流センター費を除く)、3 款民生費中 1 項社会福祉費 7 目国民健康保険総務費、8 目後期高齢者医療運営費、4 款衛生費 (1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、2 目予防費、3 目保健対策費、4 目母子保健費、6 目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び 2 項清掃費 1 目し尿処理費を除く)、9 款消防費、12 款公債費、第 2 条繰越明許費、第 3 条地方債の補正

○委員長 それでは、次に議案第 34 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算 (第 10 号) を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、資料になりますが、議案第 34 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算 (第 10 号) を御覧いただきたいと思えます。恒例によりまして歳出から御説明させていただきます。ページは 51 ページ以降になります。歳出全般を通しまして、人件費の関係につきましては、幾つかの科目で補正をお願いしています。補正の理由が各科目とも共通しておりますので、私からその内容につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則として省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。人件費についてでございますが、年度末を見通した上で、各該当科目におきまして、職員給与費、それから会計年度任用職員報酬等の人件費の補正をお願いしているものです。私からは以上でございます。

○議会事務局次長 同じく、51、52 ページをお願いいたします。1 款議会費 1 項 1 目議会費につきましては、事業費確定及び決算見込みによる減額でございます。以上です。

○総務人事課長 続きまして、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の一番右側、説明欄の白丸になりますが、職員給与費、最初の黒ポツでございます。一般職手当 1,727 万円余につきましては、普通退職の申し出があった職員の退職手当が不足することから増額補正をさせていただくものでございます。次の黒ポツ、公務災害負担金から 3 つ下の白丸、車両管理諸経費までは、いずれも事業費の確定及び決算見込みに伴う補正減でございます。私からは以上です。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局次長 続きまして、一番下の白丸、固定資産評価審査委員会費でございますが、こちらにつきましても決算見込みによる減額となります。私からは以上です。

○秘書広報担当課長 続きまして、53、54 ページをお願いいたします。2 目秘書広報費につきましては、いずれも決算見込みによる減額でございます。私からは以上です。

○会計管理者 続きまして、3 目会計管理費につきましても、決算見込みによる不用額を減額するものでございます。以上です。

○財政課長 続きまして、5 目財産管理費につきましては、3,100 万円の増額でございます。主なものにつきましては 2 つ目の白丸、基金積立金のうち、利子積立金につきましては決算見込みに基づきまして補正するものでございます。上から 5 つ目の黒ポツ、森林環境保全基金元金積立金でございますけれども、こちらの 1,000 万円の増額につきましては、森林環境譲与税の充当残額を積み立てるものであります。また 3 つ下の循環型社会推進基金元金積立金 2,000 万円の増額につきましては、防犯灯管理事業の財源といたしまして、ふるさと寄附金の一部を積み立てるものでございます。財産管理費は以上です。

○地方創生推進課長 55、56 ページをお願いいたします。一番上、6 目企画費でございますが、2 つの事業とも事業費確定による減額でございます。私からは以上です。

○**情報政策課長** 続きまして、7目情報開発費でございますけれども、決算見込みによる減額となります。以上です。

○**地域振興課長** 続きまして、次の8目地域づくり振興費及び9目支所費、いずれも事業費確定及び決算見込みによる不用額の減額でございます。以上です。

○**市民課長** 次の57、58ページをお願いします。10目の生活支援対策費につきましては、決算見込みによる減額となります。私からは以上です。

○**総務人事課長** その下の11目職員厚生費、それから12目職員研修費につきましては、いずれも事業費の確定及び決算見込みによる補正減でございます。私からは以上です。

○**危機管理課長** 続きまして、その下の13目防災防犯費の減額につきましては、事業費確定によります減額でございます。以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 59、60ページをお願いいたします。15目公平委員会費でございますが、これにつきましても決算見込みに伴う減額でございます。私からは以上です。

○**税務課長** 続きまして、2項徴税费2目賦課徴収費の賦課事務諸経費でございますけれども、1つ目の印刷製本費でございますが、基幹系システム3市共同化に伴うものでございまして、固定資産税、都市計画税の納税通知書差し替え分の印刷、令和3年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿、土地リスト、家屋リストの印刷代となっております。そのほか事業確定に伴うものとして、システム共同化が年度途中の1月からでありましたので、3か月分の差額を減額し、精算したものでございます。

61、62ページをお願いいたします。次の固定資産評価替等対応事業及び徴収事務諸経費につきましては、事業費の確定に伴い減額するものでございます。私からは以上です。

○**市民課長** 3項1目の戸籍住民基本台帳費は、2,363万円の増額となります。説明欄1つ目の黒ポツ、消耗品につきましては、マイナンバーカードの申請支援用のタブレット端末2台を追加購入するものとなります。2つ目の黒ポツ、コンビニ交付システム保守委託料は、事業費確定による減額です。3つ目の黒ポツ、備品購入費は、事務処理の効率化を図るため、マイナンバーカードを交付前にシステムと連携させるためのハンドスキャナーを購入するものとなります。なお、このハンドスキャナーとタブレット端末の購入費用は、個人番号カード交付事務費補助金の対象となりまして、歳入において同額を補正計上しております。次に4つ目の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金です。マイナンバーカードに関わる事務を委任しております地方公共団体情報システム機構へ、国全体の費用額を人口規模で案分して支払うものとなります。額の確定により増額するものです。なお、この交付金につきましても、国が負担をするため、歳入においても個人番号カード交付事業補助金として増額補正計上しております。私からは以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、4項選挙費でございますが、選挙管理委員会の通常経費であります委員会運営等事務費につきまして、決算見込みに伴い減額したものです。私からは以上です。

○**経営戦略課長** 続きまして、5項統計調査費3目国勢調査費につきましても、事業費確定による不用額の減額となります。以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、6項1目監査委員費でございます。これにつきましても決算見込みに伴う減額でございます。私からは以上です。

○市民課長 65、66 ページをお願いします。3 款民生費 1 項 7 目国民健康保険総務費は、説明欄の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金 452 万 8,000 円の増額となりまして、低所得世帯の保険料軽減措置に関わる保健基盤安定繰出金の確定などによるものとなります。

8 目の後期高齢者医療運営費につきましては、説明欄 1 つ目の白丸になります。後期高齢者医療広域連合負担金は事務費、医療費分とも、負担金の確定によるものとなります。

2 つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、低所得者等への保険料軽減等の確定によりまして 172 万 7,000 円を増額するものです。私からは以上です。

○生活環境課長 それでは 71、72 ページをお願いいたします。4 款衛生費 1 項保健衛生費 5 目環境衛生費及びその下の 6 目環境保全費、73、74 ページの 7 目斎場費、8 目霊園費につきましては、決算見込み及び事業費の確定に伴う補正でございます。

75、76 ページをお願いいたします。2 項清掃費 2 目ごみ処理費につきましても、決算見込み及び事業費の確定に伴う補正でございます。私からは以上です。

○危機管理課長 87、88 ページをお願いいたします。9 款消防費 1 項 1 目常備消防費、右のページの説明欄でございますが、黒ポツ、松本広域連合負担金 9 万 9,000 円の増額につきましては、松本広域消防局が新型コロナウイルス感染者を移送する場合に使用します陰圧式隔離カプセルの購入に係ります塩尻市分の負担金でございます。以上です。

○財政課長 それでは、103、104 ページをお願いいたします。12 款公債費でございますけれども、公債費につきましては、決算見込みに基づく減額となっております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、17、18 ページをお願いいたします。歳入全般におきましても、額の確定また決算見込みなどによる補正でございますので、主なものについて御説明を申し上げます。まず 1 款市税につきましては 1 月の調定額と徴収見込率から決算額を見込みまして、補正をするものでございます。1 項 1 目個人市民税につきましては、納税義務者の増加などによりまして、3,860 万円の増額。2 目法人市民税につきましては、製造業の落ち込みなどによりまして 590 万円の減額。次の 2 項 1 目固定資産税につきましては新築家屋及び償却資産の増加などにより、1 億 290 万円を増額するものでございます。

19、20 ページを御覧ください。2 款地方譲与税から 10 款の地方特例交付金までにつきましては、額の確定によりまして、それぞれ予算額との差額を補正するものでございます。

23、24 ページをお願いいたします。13 款分担金及び負担金並びに 14 款使用料及び手数料につきましても、決算見込みによるものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして施設の一時的な休館などの影響により、減額となるものもございますので、御了承いただきたいと思います。

27、28 ページをお願いいたします。15 款国庫支出金につきましては、歳出の補正に伴うものでございます。まず 1 項 1 目 1 節の社会福祉費負担金。こちらの 1 つ目の黒ポツ、自立支援給付費負担金 4,515 万 1,000 円の増額につきましては、障がい者の居宅介護、生活介護、就労継続支援などの利用が増加いたしましたので、障害者福祉サービス給付費を増額することに伴う国 2 分の 1 の負担金でございます。

次の 2 節児童福祉費負担金。こちらの 1 つ目の黒ポツ、子どものための教育・保育給付交付金 1,349 万 4,000 円の増額につきましては、小規模保育所が新たに整備されたことによりまして、民間保育所への子どものための

教育・保育給付費負担金を増額することに伴う国の負担金でございます。

29、30 ページをお願いいたします。2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の 2 つ目の黒ボツ、個人番号カード交付事業費補助金 2,351 万 5,000 円の増額につきましては、歳出で説明のございました個人番号カード交付事業交付金の増額に伴う国 10 分の 10 の補助金でございます。また、5 つ下の黒ボツ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総務管理費補助金及びこれ以降の同交付金につきましては、決算見込みによる歳出の補正に伴いまして、交付金の充当額を組み替えるものでございます。

次の 2 目 1 節社会福祉費補助金の 3 つ目の黒ボツ、プレミアム付商品券事務費補助金及びその下の事業費補助金の増額につきましては、令和元年度の消費税増税に伴いまして、低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業を行いました、その精算によるものでございます。

31、32 ページをお願いいたします。7 目 1 節道路橋梁費補助金の 1 つ目の黒ボツでございます。社会資本整備総合交付金の道路分 4,728 万 3,000 円の増額につきましては、国の補正予算に対応いたしまして、道路施設長寿命化改修事業を増額することに伴う国の補助金でございます。

次の 2 節都市計画費補助金の 3 つ目の黒ボツ、社会資本整備総合交付金（小坂田公園）の関係でございますが、2 億 7,500 万円の増額につきましては、国の補正予算に対応いたしまして、小坂田公園再整備事業を前倒し計上することに伴うものでございます。

次に、8 目 1 節小学校費補助金の一番下の黒ボツ、学校施設環境改善交付金 8,914 万円の増額につきましては、国の補正予算に対応いたしまして檜川地区の義務教育学校整備事業及び桔梗小学校の貯水槽改修を実施いたします小学校防災機能強化事業を前倒し計上することに伴うものでございます。

次の 2 節中学校費補助金につきましては、33、34 ページをお願いいたします。1 番上の黒ボツ、学校施設環境改善交付金 5,110 万円の増額につきましては、国の補正予算に対応いたしまして、丘中学校大規模改修事業を前倒し計上することに伴うものでございます。

次に 16 款県支出金につきましては、国庫支出金同様、歳出の補正に伴うものなどでございます。

39、40 ページをお願いいたします。17 款財産収入のうち、1 項 2 目 1 節利子及び配当金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、基金の利子収入を補正するものでございます。

次の 2 項 1 目不動産売払収入 56 万 6,000 円の増額につきましては、機能が失われております里道や水路、いわゆる赤線、青線などの処分によるものでございます。

次の 2 目物品売払収入 101 万 4,000 円の増額につきましては、不要となりました消防ポンプ車などを官公庁オークションにより処分したものでございます。

次に 18 款寄付金につきましては、個人及び法人等からの寄附によるものでございます。

次に 19 款 2 項 1 目の基金繰入金につきましては、決算見込み等によりまして、可能な限り基金からの繰り入れを減額したところでございます。

41、42 ページをお願いいたします。21 款諸収入につきましても、それぞれ額の確定または決算見込みによるものでございます。

45、46 ページをお願いいたします。22 款市債につきましては、15 款国庫支出金で申し上げました事業のほか、起債対象事業の確定などによるものでございます。

47、48 ページをお願いいたします。6 目 1 節の道路橋梁債の 5 つ目の黒ボツ、緊急自然災害防止対策事業債 7,100 万円の増額につきましては、郷原トンネルの LED 化改修事業が事業採択されたことによるものでございます。

49、50 ページをお願いいたします。11 目 1 節の減収補てん債につきましては、こちらは年度の途中の減収に対しまして、それを補填するための特別の地方債でございますけれども、令和 2 年度限りの措置といたしまして、減収補てん債の対象税目に地方消費税交付金、航空燃料譲与税など、7 つの税目が追加されたことによるものでございます。

それではお戻りいただきまして、6 ページを御覧いただきたいと思います。6 ページ第 2 表の繰越明許費でございますけれども、こちらは国の補正予算に対応したもののほか、それぞれの事業の進捗状況などによりまして、ここに記載してございます 23 事業を令和 3 年度に繰り越すものでございます。

7、8 ページをお願いいたします。7 ページから 13 ページまで続きます第 3 表地方債の補正につきましては、事業費の確定などに伴いまして、起債の限度額を変更または追加するものでございます。説明につきましては以上です。

○委員長 ここで 10 分間休憩とします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 06 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。質疑を行います。質問ございますか。

○永田公由委員 52 ページの一般職手当の関係で、普通退職の方が出たためというのだけれど、今年度末をもって定年退職される方と普通退職される方は何人くらいいますか。

○市民課長 退職者の内訳でございますが、定年退職者は 16 名、それから普通退職者が 4 名の計 20 名となっております。

○永田公由委員 それから 74 ページのし尿処理施設管理費の関係で、電気設備更新工事が 1,100 万円の減額となっておりますが、この主な理由は何でしょうか。

○市民課長 下水道課の事業なもので。

○永田公由委員 すみません。

○委員長 いいですか。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 62 ページなのですが、個人番号カードということで、塩尻市もマイナンバーカードの交付率は大体どのくらいになるのか。それと、国の事業ということだったのですが、何かそこを変えるようなことはあるのでしょうか。

○市民課長 まず、マイナンバーカードの交付枚数につきましては、3 月 1 日時点で塩尻市 1 万 4,252 枚の交付となっております。これを率で表しますと、令和 2 年 1 月 1 日の人口との交付率でいきますと 21.3%といった内容です。

あともう1点、今回の補正に関わる個人番号カード交付事業交付金につきましては、ここに来てマイナンバーカードの交付枚数が国全体として伸びております。これに伴いまして、国全体としての事業費が増額になっておりますので、人口割で納付する私どもの交付金につきましても増額となるといった内容です。以上です。

○横沢英一委員 今回の説明では、塩尻市がたくさん伸びても、プールみたいになるわけですか。今の説明で行くとそのように感じたのですが。

○市民課長 国全体としての費用額というのは、仮に100%とすれば100%が決まりますので、この100を全国の市町村の人口割で負担し合うといった内容になります。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 88ページ、消防費、お聞きします。今回陰圧式のカプセルを購入ということで、地方創生臨時交付金を活用して塩尻市の負担分ということで計上されていますけれども、広域消防にはこの陰圧式カプセルは何台で、どこの消防署に配備されているのかお聞きします。

○危機管理課長 松本広域消防局につきましては、現在、この1台ということで聞いております。配備場所につきましては、梓川消防署に配備ということで聞いています。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○副委員長 職員の健康管理という面でお聞きしたいと思いますけれども、地場産センターでコロナウイルスの感染者が出たわけですがけれども、コロナウイルスというのは単独であったり、クラスターを発生しやすいというような状況があるわけですがけれども、濃厚接触者とされた方たちのPCR検査の結果がそろそろ出るのではないかと思いますので、差し支えない範囲で教えていただきたいと思います。また職員1人が濃厚接触者という位置づけのようがございますので、その関係課の職員というのは非常に不安な気持ちで働いていらっしゃるのではないかと思いますので、他市の状況を見ますと、関係職員も全員PCR検査をしているという状況もございますので、本市におきましては、お一人の濃厚接触者の関係課の職員のPCR検査につきましてはどのような対応をなさるのか、お聞きしたいと思います。

○副市長 私からできる限りお答えをいたします。財団の濃厚接触者につきましては、PCR検査を2名の方が受けまして、1名は陰性、1名は陽性でございました。したがって、また後でお知らせをいたしますけれども、財団で計2名の陽性者が発生しているという現状でございます。それから、その他の接触者につきましては、これは行政検査でございますので、明日18日に行政検査を行うということで保健所から連絡が来ております。

それから、市の内部の職員で接触した者でございますけれども、1名は濃厚接触者ではなくて接触した可能性があるということで今、休暇を取らせております。経過観察ということでございます。保健所からの接触者ということになれば、今申し上げた2人目の陽性の患者の接触をしたという事実がありますので、それで濃厚接触者になれば行政検査を行うということでございます。それから財団の職員の御家族関係についても明日行政検査を実施するというところでございます。

今御質問がございました接触者そのもの全体を検査ということも考えましたけれども、財団のほうに関しましては、濃厚接触者として指定された職員については全て行政検査をこれから受けていくということでございますので、その他の職員については、基本的に今のところ濃厚接触者としてカウントされておりませんので、その結果を見ながら、場合によっては、あとの職員も含めて、これは行政検査ではなくて、検査を受ける必要があるか

どうか、検討してまいりたいと思います。市の職員については、接触した時間が30分程度で短いものですから、それについては経過観察を続けていくということで対応をしておるということでございます。以上です。

○副委員長 やはり安心はPCR検査を受けることだと思いますし、発生してから今受ければPCR検査の結果がほぼ確実な状況の日数にもなっていますので、ぜひ状況観察をしっかりとさせていただいて、必要であれば即受けるように要望しておきます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第34号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）中当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第34号中当委員会に付託されました部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第35号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長 次に、議案第35号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第35号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。補正説明予算書の1ページをお願いします。国民健康保険特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ488万4,000円を減額とし、予算の総額を68億3,400万3,000円とするものです。

特別会計は歳入から説明させていただきますので、7、8ページをお願いいたします。1款1項国民健康保険税につきましては、当初見込みよりも滞納繰越分の税収が多く見込まれるため、説明欄の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で1,440万円の増額としています。

3款1項2目災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に対する国の財政支援分を新たに計上するものとなります。

4款1項1目保険給付費等交付金の説明欄、特別調整交付金ですが、こちらは事業の取組状況に応じて交付されるものとなりまして、このたび結核性疾患及び精神病に関わる療養給付費が多額であることという交付基準に該当する調整交付金の交付が見込まれることなどにより2,525万8,000円を増額するものです。

5款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金の積立利子を積立金の現在高に応じて増額するものとなります。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節及び2節の保険基盤安定繰入金の確定による増額などにより、総額で452万8,000円を増額するものです。

次に9、10ページをお願いします。2項1目基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金5,620万4,000円の減額で、決算見込みから財政調整基金からの繰入金を少なくできることによるものです。

次に歳出を説明いたしますので、11、12 ページをお願いします。1 款総務費は、歳入の保険給付費等交付金で説明いたしました結核性疾患及び精神病に関わる療養給付費が多額であることによる財政支援分に関わり対象給付費の算定を長野県国保連合会に委託する費用を増額するものとなります。

2 款 4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金と 2 目支払手数料は、決算見込みによる減額となります。

次に、6 項 1 目傷病手当金と次の 3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分です。納付金の関係になりますが、こちらにつきましては、歳入の特別調整交付金の増額等に伴い、それぞれ財源内訳を変更するものとなりまして、歳出予算額に変更はありません。

次に 13、14 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目財政調整基金積立金は、歳入の財政調整基金積立金利子と同額を増額するものです。

7 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は、年度を遡及した国保の脱退などによる保険税の還付額の増額などを見込みまして 100 万円を増額するものとなります。国民健康保険事業特別会計補正予算の説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。質問ございますか。

○**小澤彰一委員** 結核及び精神疾患というのは今年だけ多いのでしょうか。どういう状況なのか、教えてください。

○**市民課長** こちらにつきましては、国の特別調整交付金の項目には以前からあったものとなりますが、結核及び精神病の疾病に関わる調整交付金の基準額を算定するのに当たって大分複雑なものになっておりまして、県内では 77 市町村のうち、どこも今までこういったものの算出、それに伴う交付金は受けておりませんでした。この算定に関わるシステム、仕組みを長野県国保連合会が令和 2 年度に初めて構築をいたしまして、そこへ算定を依頼した上で今回交付が見込まれるものを補正計上したといったものになりまして、今後も国保連合会への委託により、実際対象給付費が 100 分の 14 超えてくるかどうかというところがあるのですが、それに該当すれば今後も交付が見込まれるものとなります。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。いいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第 35 号令和 2 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 35 号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 38 号 令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

○**委員長** 次に、議案第 38 号令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。説明を求めます。

○**市民課長** それでは、議案第 38 号令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）につい

て説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ627万3,000円を減額とし、予算総額を8億2,853万2,000円とするものです。

歳入から説明させていただきますので、7、8ページをお願いします。1款1項後期高齢者医療保険料は、決算見込みにより年金天引きによる徴収の1目特別徴収保険料を500万円の増額、納付書及び口座振替による2目普通徴収保険料を1,300万円減額するものとなります。

3款1項一般会計繰入金の1目事務費繰入金は、歳出の事務費の決算見込みに伴い減額するものです。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額の確定に伴い273万2,000円を増額するものとなります。

次に、歳出を説明いたしますので、9、10ページをお願いします。1款2項1目徴収費につきましては、決算見込みによる減額となります。

2款1項1目広域連合納付金につきましては、説明欄1つ目の黒ポツ、保険料等徴収納付金は、保険料収入額の決算見込みによる減額、2つ目の黒ポツ、保険基盤安定納付金は、保険料軽減額の確定に伴い増額とするものです。後期高齢者医療事業特別会計補正予算の説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問ございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第38号令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第38号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

閉会中の継続審査の申し出

○委員長 行政側からありますか。

○総務部長 議会閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本委員会が所管します各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催を依頼する場合がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたけれども、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

それではここで、この3月末をもちまして御退職の3名の職員の方から御挨拶をお願いしたいと思います。

〔市民生活事業部長、企画政策部参事、議会事務局次長挨拶〕

○**委員長** ただいまの3名の方を含めて20名の方が御退職ということのようでありますけれども、それぞれの立場で本当に長年にわたって御尽力いただきましたことを私の立場からも本当に御礼を申し上げたいと思います。今後におきましては、お体に十分気をつけていただいて、また市政に協力していただいたり、見守っていただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、理事者から御挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 2日間にわたりまして御審査をいただきまして、御提案を申し上げました全ての議案に対しまして御了承をいただきまして、大変ありがとうございました。来月4月からは、いよいよ新型コロナウイルスワクチンの接種が始まります。当初の予定よりもどうも長期間にわたるのではないかという観測の中で、かつてない10万回弱に及ぶ接種を実施していく、大変重い責任を負っているわけでございます。今日御視察をいただく会場を御覧いただきまして、御注文、御意見があればお寄せいただきながら、また接種の期間中、ぜひ絶大なる御示唆、御協力を頂きながら事業を実施してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上をもちまして3月定例会総務生活委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時36分 閉会

令和3年3月17日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印